

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 6 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500641号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月28日
② 平成20年8月1日
③ 平成21年8月1日
④ 平成21年12月29日

A社において、請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求者の請求期間に係る賞与の支払について、「賃金台帳を保管しておらず、請求期間に係る請求者に対する賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求期間にA社が加入していたB厚生年金基金から提出された請求者に係る「加入員適用記録照会(回答)」によると、当該期間の賞与標準給与額の記録は無い。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与の支払額等を確認できる賞与支払明細書等を所持していない上、請求者は、「賞与は現金支給だった。」と陳述しているところ、事業主も、「賞与を支払っていたとすれば現金で支給した。賞与を銀行振込で支払ったことは一度もない。」と回答していることから、請求者の預金通帳等により請求期間に係る賞与が支給された事実及び当該賞与に係る振込額を確認することはできない。

加えて、請求者が請求期間当時居住していた区役所から提出された請求者に係る平成20年度、平成21年度及び平成22年度の市民税・県民税課税(非課税)証明書からは、平成19年、平成20年及び平成21年に係る給与支払金額及び社会保険料のそれぞれの年間総額は確認でき

るものの、請求期間の各期ごとの賞与支払額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。